

==== 公布された規則のあらまし ====

職員の職の設置に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成19年7月の組織改正に伴い、職員の職に、新たにチーム長の職を加える。

2 規則の概要

- (1) 職員の職に、チーム長の職を設ける。
- (2) 施行期日は、平成19年7月5日とする。

鳥取県行政組織規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

県民との協働・連携の推進、産業振興・雇用確保等、新たな行政需要及び緊急の課題に対応するため、次世代改革室、協働連携推進課、分権自治推進課及び産業振興戦略総室の設置等本庁の課等の整備を行うとともに、附属機関の庶務担当機関を改める等県の行政組織を改正する。

2 規則の概要

(1) 鳥取県行政組織規則の一部改正

ア 本庁組織に関する事項

(ア) 次に掲げる課等を新設する。

- a 企画部次世代改革室
- b 企画部協働連携推進課
- c 企画部分権自治推進課
- d 商工労働部産業振興戦略総室

(イ) 次に掲げる課等を廃止する。

- a 企画部とっとりイメージ創出室
- b 企画部地域自立戦略課
- c 商工労働部企業立地課

イ 附属機関に関する事項

鳥取県個人情報保護審議会のうち住民基本台帳に関する事務の庶務担当機関を分権自治推進課（現行地域自立戦略課）とする。

ウ その他

内部組織及び所掌事務について所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県個人情報保護審議会規則の一部改正

(1)に伴う所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成19年7月5日とする。

鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成19年7月の県の行政組織の見直し及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の制定等に伴い、事務処理権限の区分について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 行政組織の見直しに伴うもの

協働連携推進課の新設その他の組織改正に伴い、所要の規定の整備を行う。

(2) 法令の制定改廃に伴うもの

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律等に基づく基本計画の作成

等の事務処理権限の区分を次のとおり定めるとともに、所要の規定の整備を行う。

区 分	決裁権限
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	
・基本計画の作成及び変更 ・地域産業活性化協議会の設置及び構成員の追加	知事決裁
・基本計画の作成及び変更に係る主務大臣への協議 ・基本計画の軽微な変更及び当該変更に係る主務大臣への届出 ・企業立地計画の承認、承認の取消し及び変更の承認 ・事業高度化計画の承認、承認の取消し及び変更の承認	部長専決
・基本計画の作成及び変更に係る公表 ・地域産業活性化協議会を組織する旨の公表 ・企業立地計画及び事業高度化計画の承認並びに変更承認に係る関係市町村への通知	課長専決
・企業立地計画及び事業高度化計画の実施状況の報告の徴収	課長委任
中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律	
・基本構想の作成及び変更	知事決裁
・基本構想の作成及び変更に係る主務大臣への申請 ・地域産業資源活用事業計画（計画の変更を含む。）の検討及び主務大臣への送付	部長専決
・基本構想（構想の変更を含む。）の公表	課長専決

(3) 施行期日は、平成19年7月5日とする。

#### 鳥取県会計規則の一部改正について

##### 1 規則の改正理由

シンポジウム等において、県史に関する県の刊行物を販売するため、出納員に委任させる事務に関する県の刊行物の販売代金等に係る現金の収納に関する事務を加える等所要の改正を行う。

##### 2 規則の概要

- (1) 出納員に委任させる事務に関する県の刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務を加える。
- (2) 前金払をすることができる経費にケーブルテレビの利用料金を加える。
- (3) 平成19年7月の組織改正に伴い、所要の改正を行う。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成19年7月5日とする(3)を除き、公布日とする。